

# 仕様書

## 第1 件名

「郷土芸能・菅生歌舞伎であきる野市の魅力発信・誘客事業」実施委託

## 第2 目的

あきる野市は、首都東京の中にあっても豊かな自然に恵まれた山地・里山環境にあり、秋川溪谷を代表とした地域資源を活用し、多くの観光客を迎え入れている一方で、地芝居や祭りなどといった貴重な地域資源である伝統芸能が観光活用されていない。その中でも「菅生歌舞伎」は東京都無形民俗文化財に指定されているものの、観光に対応する受け皿も整っていない現状にある。

そこで、歌舞伎をキーワードに世界無形文化遺産「歌舞伎」の本場である歌舞伎座内のスペースにおいて全国から集まる歌舞伎ファン、観光客に向けて、郷土芸能「菅生歌舞伎」を実演し、認知度の向上を図るとともに、あきる野市の魅力を発信する。あきる野市内においても、「菅生歌舞伎」の公演と歌舞伎に関連する体験型イベントを開催し、モニターツアーを実施することにより、あきる野市の新たな観光コンテンツを作り上げてゆく。

なお、本事業は、菅生歌舞伎 菅生一座（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月23日まで

## 第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVBという」）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

2月～	イベント・モニターツアーの企画・広報
4月	歌舞伎座会場でのイベントの実施
7月	あきる野市会場でのイベント・モニターツアーの実施
8月	効果の検証・次年度継続性の課題整理・報告書作成

## 第6 委託内容

### 1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及びあきる野市内関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、イベント・モニターツアーの実施等について検討会を開催すること。

なお、協議会は、1月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

### 2 イベントの企画・実施

「菅生歌舞伎」の認知度を向上させるイベントを実施すること。

(1) 歌舞伎座会場

①あきる野市の観光 PR と物産展の実施

(ア) 時期 平成 30 年 4 月 1 日 (日) ～ 3 0 日 (月)

(イ) 会場 歌舞伎座地下 2 F 「木挽町広場」

(ウ) 内容

- ・ PR ブースを設置すること (会場費、什器レンタル代、専用買物袋一式、物品搬入費用等を含む)
- ・ 現場常駐スタッフ 2 名程度を配置すること
- ・ 7 月実施のモニターツアーの告知を行うこと

②菅生歌舞伎の実演のための設営等

(ア) 時期 平成 30 年 4 月 1 日 (日) ～ 3 0 日 (月) のうち 1 日

(イ) 会場 歌舞伎座タワー 5 F 歌舞伎座ギャラリー「木挽町ホール」

(ウ) 人数 140 名程度の集客を想定

(エ) 内容

- ・ 菅生歌舞伎の実演 (1 時間程度)  
会場費 (8 時間)、公演に必要な大道具・小道具類、運営ディレクター・スタッフ人件費、出演者 (4 5 名) 雑費・昼食代を含むこと。
- ・ 入場料は無料とすること。
- ・ 出演者をあきる野市より歌舞伎座へ送迎する大型観光バスを手配すること (有料道路、駐車料を含む)
- ・ 荷物運搬のためのトラックを手配すること (有料道路、駐車料を含む)
- ・ 木挽町広場で実施の PR を行うこと

(2) あきる野市会場

①菅生歌舞伎の実演と歌舞伎文化体験プログラム

(ア) 実施時期等

(イ) 時期 平成 30 年 7 月のうち 1 日 13:00～17:00 (予定)

(ウ) 会場 秋川ふれあいセンターふれあいホール (予定)

(エ) 人数 240 名程度の集客を想定

(オ) 内容

- ・ 菅生歌舞伎公演 (2 演目 2 時間程度) を実施すること。(衣装製作費を含むものとする)
- ・ 歌舞伎俳優による歌舞伎についての解説や着付体験などの体験プログラム (1 時間程度) を実施すること。(俳優出演料、演奏者出演料、衣装小道具使用料 (レンタル)、荷物運送料等を含むものとする)
- ・ 当日の演目、出演者等記載したパンフレットを作成すること。
- ・ 会場ではロビー等で歌舞伎について紹介映像を流すこと。
- ・ 他地域の地歌舞伎実施者を招待すること。
- ・ その他の費用については、会場費 (前日分を含む)、運営ディレクター・スタッフ人件費、衣装スタッフ人件費、舞台製作費、荷物送料等を含むものとする。

(3) その他

- ① 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ② イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。
- ③ 物産展を実施する場合は、物産展のための出展者を招聘し、収入は本事業会計と切り離すこと。

### 3 モニターツアーの企画・実施

大型貸切バスを利用し、上記（2）あきる野市会場で行うイベントへの参加とあきる野市の観光をテーマとしたモニターツアーを実施する。

なお、ツアー実施に際しては以下の点に留意すること。

- ① 実施は平成 30 年 7 月のうち 1 日（イベント実施日）予定。また、参加人数は 30 名を想定。
- ② コースは、上記イベントを絡め、あきる野の他の魅力を併せて訴求できるようなツアーを実施すること。モニターツアーの実施に当たっては、モニターツアー参加者を補償する傷害保険等に加入すること。
- ③ ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の 3 分の 1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

### 4 イベント・モニターツアーの広報PR

契約期間を通じて、本地域の魅力を継続的に発信するとともに、ポスター、チラシ等を作成するとともに、SNS 等も活用し、広くイベントの周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

### 5 イベント・モニターツアーの効果及び事業継続性の検証

イベント・モニターツアー参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び連携協議会にフィードバックすること。

### 6 「郷土芸能・菅生歌舞伎であきる野市の魅力発信・誘客事業」のツールブック（仮）の作成

5 における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上)
-----	--

	(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正: 2回以上 Rマーク: 原則として、再生紙使用マーク (Rマーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙: 再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ: 東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

## 7 報告書類の提出

受託者は、1 から 6 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

### (1) 事業実施報告書

記載内容については都と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

#### 1 事業概要

概要 (件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的)、  
事業内容 (基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制 (チャート図等)

#### 2 イベントについて

#### 3 モニターツアーについて

#### 4 実施結果

#### 5 事業の成果

#### 6 今後の課題

#### 7 今後の展開

#### 8 参考資料 (会議議事録等)

規 格	大きさ: A 4 色 : 4色カラー刷り 使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 6「郷土芸能・菅生歌舞伎である野市の魅力発信・誘客事業」のツールブック (仮) の「その他」右欄に同じ

### (2) 事業実施報告書概要版

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色      ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 6「郷土芸能・菅生歌舞伎であきる野市の魅力発信・誘客事業」のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

## 第 7 納入物件

- |   |                              |     |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 事業実施報告書                      | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版                   | 10部 |
| 3 | 「郷土芸能・菅生歌舞伎であきる野市の魅力発信・誘客事業」 | 10部 |
| 4 | 1 及び 2 の電子データ（DVD-R 等）       | 2部  |
| 5 | 3 の電子データ（DVD-R 等）            | 2部  |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ       | 2部  |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

## 第 8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応

について速やかにTCVBに報告すること。

- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者とTCVBは双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面をTCVBに提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

## 第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京都の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京都の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者はTCVBと十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。

- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

### 第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団地域振興部事業課  
地域資源発掘型実証プログラム事業担当  
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階  
電話 (直通) 03-5579-2682